

令和9年度
熊本市保育所及び認定こども園等
施設整備費補助金
募集要領
(改築・増改築※・大規模修繕等)

熊本市子ども局子ども育成部

保育幼稚園課

注意事項

令和9年度に国の補助事業が継続しない場合など、本事業にかかる本市の令和9年度予算が確保できない場合には、補助事業の件数減又は実施できない場合があります。応募される場合は、あらかじめご了承のうえ、事前協議書を提出していただくようお願いいたします。

※増改築は施設を統廃合する場合に限る。

目次

1	はじめに	3 ページ
2	募集及び申請について	3 ページ
3	スケジュール	4 ページ
4	申請における条件	4 ページ
5	資金計画	7 ページ
6	留意事項	9 ページ
7	質問等	11 ページ

1 はじめに

本市では、保育所及び認定こども園の老朽化を改善するために施設整備を行います。

審査は、「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準」及び関係法令や条例等に合致したものについて、「熊本市児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可等に関する審査会」及び「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可等に関する審査部会」において行われます。採択については、施設の整備状況、計画の熟度、必要性等を総合的に判断し、特に優れていると認められるものから優先順位により決定されます。

申請される法人は、7/6（月）までに事前登録書をご提出ください。提出があった施設に対して随時現地視察を行います。7/31（金）の事前協議書の提出締切り後は、一次審査（書類審査）を行い、上位4施設に対して二次審査（理事長及び施設長のヒアリング）の案内を送らせていただきます。残念ながら一次審査で不採択となった施設についてはその時点で不採択通知を送らせていただきます。二次審査の時期は、8月中旬を予定しております。詳細は事前登録書の提出後に個別に通知いたします。

「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金」につきましては、「就学前教育・保育施設整備交付金（こども家庭庁）」を活用します。したがって、今回の募集で採択された場合であっても、令和9年度における国庫交付金の状況により本市の令和9年度予算が確保できない場合には、募集件数の減又は実施できない場合があります。応募される場合は、あらかじめご了承のうえ、事前協議書を提出していただくようお願いいたします。

なお、本補助金につきましては、本市の審査とは別に国庫補助の内示を受ける必要があります。内示前の工事契約等については補助対象外となりますのでご注意ください。また、内示前の不動産の売買、金融機関からの借入等については慎重に判断してください。

2 募集及び申請について

- (1) 募集内容 整備区分（件数）： 改築、増改築※、大規模修繕等
(計2件程度)

※増改築は、施設を統廃合する場合に限る。

募集圏域： 熊本市内全域

- (2) 募集期間

令和8年（2026年）6月30日（火）から令和8年（2026年）7月31日（金）ま

でとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除いた午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 提出書類

○令和 9 年度熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金事前協議書（以下「事前協議書」という。）及び添付書類

※事前協議書及び添付書類については、別紙「令和 9 年度熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金事前協議要項」を必ずご一読ください。

(4) 提出場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所本庁舎 10 階

熊本市こども局こども育成部 保育幼稚園課 企画班

※提出場所に持参してください。また、提出書類に不足又は修正が多い等により受け付けない場合があります。

3 スケジュール ※ただし、都合によりスケジュールを変更する場合があります。

令和 8 年（2026 年）	
6 月 30 日（火）	募集開始
7 月 6 日（月）	事前登録書提出期限
7 月中	現地視察
7 月 31 日（金）	事前協議書提出期限
8 月上旬	一次審査（書類審査）
8 月中旬	二次審査（理事長及び施設長ヒアリング）
8 月末頃	審査会
9 月中旬	審査部会
令和 9 年（2027 年）	
3 月中	事業者採択（内示通知）
4 月上旬	国庫補助の内示、事業開始
令和 10 年（2028 年）	
3 月中	事業完了、補助金支給

4 申請における条件

(1) 申請対象者 ※以下の全てに該当していること。

- ① ・保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の場合：社会福祉法人又は学校法人

・幼稚園型認定こども園の場合：学校法人

- ② 市町村税の滞納がないこと。
- ③ 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げるものでないこと。
- ④ 建設後相当の経過年数を経ているなどの理由で老朽化が進んでいる施設であり、児童の安全確保の観点から早急な改築が必要であること。（当該施設で2以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。）

【判断基準】

ア 木造による施設の場合

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（令和5年8月22日こ成事第431号）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により得た老朽度が4,500点以下のもの。

イ ブロック造り・鉄骨造り等による施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては25年を経過したもの、又は、老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの。

ウ 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの。

※老朽度調査を行う事業者と、設計・管理を行う事業者を同一とすることはできません。

※統廃合により増改築を行う場合は、老朽度調査及び耐震診断を全ての施設に対して行うこと。また、その結果、統廃合する全ての施設において上記要件を満たしていることを補助の条件とする。

なお、老朽度調査票及び耐震診断結果（耐震診断を受けている場合）の書類の写しについては、統廃合する全ての施設分提出すること。

(2) 整備期間

園舎の建築及び既存園舎解体等の事業の実施は、原則として、事業完了の報告まで含め、令和10年3月までに終了することが条件となります。

なお、特段の事情により、2カ年の事業期間が必要となる場合は、事前登録期間中に、整備計画の概要、工事工程及び事業が2カ年必要とする理由等が分かる資料を保育幼稚園課宛にご提出ください。

また、仮に2カ年の事業とする場合は、事業の進捗率に応じた補助額を年度ごとに交付することとなります（年度ごとの国への事前協議及び交付申請事務が発生します）が、本市の予算及び国の交付決定の有無等の関係上、今回の募集において採

択を受けたとしても2ヵ年目の補助金の交付を確約するものではない点をご了承の上で事前協議書をご提出ください。

(3) 設備について ※以下に掲げる設備を必ず設置すること。

① 保育所

乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（園舎等と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る）、調乳室、沐浴室

② 認定こども園

職員室、保健室（特別の事情がある場合は、職員室と兼用可）、乳児室又はほふく室、調理室、便所、保育室又は遊戯室、園庭（園舎と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る）、調乳室、沐浴室、園庭、飲料水用設備、手洗い設備、足洗用設備

※事前協議書提出後の設計内容、定員設定等の変更は、原則として、認められません。

ただし、本市の指導による場合はこの限りではありません。

※その他本募集要領及び「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準」に定めのない事項については、「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」又は「熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例」、並びに関係法令及び通知に従うこととします。

※安全対策その他、建築基準法・児童福祉法等に定めのない事項については、是正指導を行う場合があります。

※協議者及び建築士等が善良なる管理者としての注意義務に反すると認められたとき（例：建築基準法違反、児童福祉法違反及び既存不適格を故意に隠蔽した場合、必要な調査を怠ったために本市への報告が遅れた場合などの職務怠慢、本市の再三の指導に従わないことなど）や公平な審査に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、協議に応じない場合があります。

(4) 敷地について

① 保育事業を実施する上で必要となる敷地（園舎建設予定地及び園庭など）については、設置主体が所有権を有していること。

② ①にかかわらず、止むを得ない理由により貸与によらざるを得ない場合であっても、原則として地上権又は賃借権を設定し、登記するなど安定的な事業の継続性が確保されること。また、有償により敷地を借りる場合は、賃借料等が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

- ③ 協議時点で、不動産の取得若しくは貸与がなされていない場合には、取得若しくは貸与が確実に見込まれる根拠を書面により証明すること。
- ④ 整備予定地の全部又は一部に抵当権等の権利が設定されている場合は、確実に解除できることを書面により証明すること。
- ⑤ 土地や建築に関する規制がないか、又は、規制の解除が確実になされることを必ず確認すること。
- ⑥ 敷地は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される風俗営業を行う施設が隣接している等、児童の健全育成の観点から保育所等の用地として望ましくない環境に無いこと。

※事前協議書提出後の整備予定地等の変更は原則として認められません。ただし、本市の指導による場合はこの限りではありません。

5 資金計画

(1) 補助金の算定について

熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金については、国の就学前教育・保育施設整備交付金の補助基準額に基づいて予算の範囲内で算定いたします。しかしながら、現時点では令和9年度の基準額等については未定であり、補助基準額が示されていないため正式な補助額の算定はできません。したがって、借入金や自己負担額についても確定した金額は算出できないこととなりますが、事前協議の段階では別紙の「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金事前協議要項」による補助基準額により補助金額を算出し、それをもとに資金計画（借入金や自己負担額）を立ててください。

なお、補助単価については減額となる可能性もあることから、補助額の減にも対応できるように余裕のある資金計画を立ててください。

また、補助内示は設計士の概算見積書により行い、その額により算出した額を補助上限額（基準額）とします。したがって、入札実施後の工事請負業者作成の見積書において補助対象経費が増額したとしても、補助額を増額することはできません。また、入札によって総事業費や補助対象経費が減額した場合には、補助額が内示額より減額となる場合もあります。

(2) 対象外経費について

以下の経費については補助の対象外となります。

- ① 土地の買収又は整地に要する費用
- ② 既存建物の買収に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用

- ④ リースによる設備等の取得に要する費用
- ⑤ 内示前に契約を結んだもの（例：基本設計）
- ⑥ 施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定される初度設備以外の設備整備費又は備品購入費（質疑応答集（第4版令和8年3月27日）FAQ48参照）
 - （例）大型冷蔵庫等の厨房機器、非常通報装置、感染症予防設備 ⇒ 対象
 - 保育材料、事務用品、消火器、カーテン、椅子・机・食器・応接セット等 ⇒ 対象外
- ⑦ その他施設整備費として市長が適当と認めない費用

（3）独立行政法人福祉医療機構からの融資について

資金計画において独立行政法人福祉医療機構からの借入金を見込む場合は、「融資のごあんない」（同機構ホームページ掲載）等をご参照ください。また、以下についてご注意ください。

① 土地取得について

土地取得に関する融資は当該年度の整備計画と一体のもののみ対象です。整備年度が次年度以降の「先取取得」は対象となりません。

② 償還金の返還について

償還金の返還には、原則として委託費の中から一定の範囲内で充当することができます。

③ 融資上限額について

ア 建設資金

概ね総事業費から補助総額を差し引いた額の90%を目安としてください。ただし、福祉医療機構が定める基準額を上回る場合は、当該基準額となります。

イ 土地購入費

概ね建物の延床面積×3×実際購入単価の80%としてください。ただし、福祉医療機構が定める基準額を上回る場合は、当該基準額となります。

（4）寄付金について

寄付金を受ける場合には以下のことにご注意ください。

- ① 事業に要する資金のうち法人や役員等からの寄付については、協議時点で金融機関の預貯金残高証明等により確認できるものに限る。
- ② 金融機関の残高証明は、寄付者や金融機関の別に関わらず、同日の預金残高について証明されたものを提出すること。
- ③ ①②の取り扱いは、既存の法人において法人内の内部留保金を自己資金とする場合も同様とする。

- ④ 施設整備を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。

6 留意事項

(1) 地元の理解

- ① 地域住民をはじめ利害関係者に対して説明会等を実施し、事業の趣旨等に理解を求め、地元の同意を得ること（「保護者及び周辺住民への対応に関する計画書」及び周辺住民（代表者）からの承諾書を提出すること）。ただし、移転改築や仮園舎を別敷地に整備する場合においては、住民説明会を実施し、その議事録も併せて提出してください。
- ② 住民説明会等は業者任せにせず、代表者等も率先して行ってください。

(2) 建築基準法や都市計画法等の許認可に関する精査

- ① 当該、熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金事前協議における採択については、提案される建物の建設に係る都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令の許認可等や給排水等の計画案と本市の給排水計画との適合等を担保するものではありませんので、これら関係法令への適合については協議者において、十分に精査をしてください。
- ② 精査に際しては、別紙「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準表」も参考としてください。
- ③ 社会福祉施設については、平成 18 年の都市計画法の改正により、平成 19 年 11 月以降、開発行為等の許可の適用除外対象施設ではなくなりました。また、平成 24 年 4 月には都市計画区域の見直しも行われており、それまで一定規模未満の開発行為等の許可が不要であった地域でも、許可が必要となる場合がありますので、精査を行う際は特に留意をしてください。
- ④ 埋蔵文化財包蔵地においては建設の着工前に発掘調査が必要です。整備予定地が埋蔵文化財包蔵地であるかどうか、また、その場合、試掘調査済みであるかを事前協議書提出時に確認しますので、必ず確認を行ってください。
- ⑤ 建物に関する設計については、事前協議書提出後は原則として変更を認めません。なお、採択後、詳細設計等を行うなかで、建物の設計変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園課と変更協議を行う必要があります。その際、利用者のサービスの低下や採択に係る審査に影響を及ぼす変更については認められない場合があります。変更協議の可否の決定については、必要に応じて改めて社会福祉施設整備審査会に附議の上、決定するものとします。変更協議が認められない場合であって、かつ整備が不可能となる場合は採択を取り消すことがあります。

(3) 整備内容の精査

- ① 事前協議書提出後は、整備予定地、設計内容、定員設定等の変更は原則として認めません。事業内容と規模を精査したうえで、事前協議書を提出してください。
- ② 別添「熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準」及び各条例等に適合する設計内容であるかを、十分精査したうえで事前協議書を提出してください。
- ③ 指定基準上の保育室等の面積や廊下幅等は、内法での測定によるものです。（備え付けの棚等は除いた面積での測定となりますのでご注意ください。）
- ④ 補助制度のない施設との合築を予定している場合は、当該部分を補助対象外施設として区分し、整備に要する経費は補助対象外経費として計上してください。
- ⑤ 既存建物の解体を伴う整備の場合は、アスベストの含有等確認のうえ事業費の算出を行ってください。
- ⑥ 必要な大型遊具等について、計上漏れがないように精査し、事前協議書を提出してください。

(4) 工事契約について

- ① 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることは禁止されていません。
- ② 事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど熊本市が行う契約手続きに準拠して行ってください。

(5) 情報公開について

ご提出いただいた協議書書類に関しましては情報公開の対象となる可能性がありますことご承知置き下さい。

(6) 採択の取消及び補助金の返還について

- ① 以下に掲げる場合には、採択を取り消すことがあります。
 - ア 国若しくは県補助の申請又は内示等により、協議時の補助見込額を下回り、それによって事業実施が不可能と判断される場合
 - イ 事業実施にあたり法令等に違反する場合や、本市の指示・指導に従わない場合
 - ウ 事前協議書の内容に虚偽があったことが判明した場合、また本市と協議することなく計画内容を変更した場合
 - エ 都市計画法、建築基準法や農地法などの関係法令への適合が認められず、事業

実施が不可能と判断される場合

オ 正当な理由がなく、採択後1年以内に工事着工できない場合

カ 建物に関する設計の変更について、認められない場合であって、かつ事業実施が不可能と判断される場合

キ 整備内容の変更について認められない場合であって、かつ事業実施が不可能と判断される場合

ク 申請者が暴力団員等に該当することが判明した場合

- ② 昨今、施設整備にかかる補助制度を利用し、建築工事費の水増しや架空の工事契約により補助金を不正に受給する事件が起きています。このような不正受給の事実が発覚した場合、補助金の返還等をはじめとする厳格な対応を取ります。

7 質問等

質問等がある場合は、以下担当あてにメール又は電話にてお問い合わせください。

【問い合わせ先】

熊本市子ども局子ども育成部 保育幼稚園課

企画班 担当：園川

TEL：096-328-2568

Mail：hoiku@city.kumamoto.lg.jp